

特別養護老人ホーム西之島の郷 指定介護福祉施設サービス契約書

様（以下「契約者」と言います。）と社会福祉法人斉慎会（以下「事業者」と言います。）の設置経営する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム西之島の郷」（以下「施設」と言います。）は、事業者が契約者に対して提供する施設サービスの利用について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、契約者がある能力に応じて、契約者の生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように支援するため、契約者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、施設サービス計画に基づき、介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 契約者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（施設サービス計画）

- 第2条 施設は、第1条第1項に定める施設サービス計画に関する業務を介護支援専門員に担当させるものとします。
- (1) 介護支援専門員は、契約者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、契約者の家族の希望を勘案して、契約者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、契約者又はその家族の同意を得て、当該施設サービス計画を契約者に交付します
- (2) 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、契約者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行います
- (3) 介護支援専門員は、施設サービス計画を変更したときは、契約者又はその家族に施設サービス計画の内容を説明し、同意を得ます

（施設サービスの内容等）

- 第3条 事業者は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、契約者に対し入浴、排泄、食事等の介護、生活に関する相談、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載した通りです。
- 2 介護福祉施設サービスの提供は、施設の生活相談員、看護職員、介護職員等の従業者が当たります。
- 3 介護福祉施設サービスの提供にあたっては、契約者の要介護度状態区分に従って、また契約者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会の意見に配慮して、契約者に施設サービスを提供します。
- 4 事業者は、契約者又は他の契約者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- 6 事業所は、施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

（介護保険給付対象外サービス）

- 第4条 契約者は、介護保険給付対象外のサービス利用料として食費及び居住費を支払うものとします。また、事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
- (1) 契約者が選定する特別な食事の提供
- (2) 契約者に対する理美容サービス
- (3) 施設の主催する行事、契約者の希望によって行うレクリエーション・クラブ活動の参加
- 2 前項のほか、契約者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要な物品（重要事項説明書に定める）を提供するものとします。
- 3 第1項及び第2項に定めるサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。なお、事業者は各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

(利用料金)

- 第5条 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に記載する施設サービス費及びその他の費用を支払うものとします。ただし、契約者の被保険者証に支払い方法の変更の記載（契約者が保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載）があるとき等は、契約者は、一旦費用の全額を施設に支払うものとします。
- 2 第1項ただし書きにより契約者が費用の全額を施設に支払った場合、施設は契約者にサービス提供証明書を発行します。契約者は、この証明書を後日各市町村の窓口に掲示すれば、保険適用分の払い戻しを受けることができます。
 - 3 第4条に定めるサービスについては、入居者は重要事項説明書に定める所定のサービス料金を支払うものとします。
 - 4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、予め契約者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、契約者の同意を得ます。

(利用料金の支払い方法等)

- 第6条 第5条に定めるサービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、契約者は重要事項説明書に記載する方法でこれを支払うものとします。
- 2 施設は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月中旬までに契約者に送付します。
 - 3 契約者は、当月の利用料金の合計額を、翌月の末日（引き落としは26日）までに支払います。
 - 4 施設は、契約者から利用料金の支払を受けたときは、契約者に領収証を発行します。
 - 5 1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第7条 第5条第1項に定める施設サービス費及びその他の費用について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第4条に定めるサービスの利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
 - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(運営規程の遵守)

- 第8条 事業者は、別に定める運営規程に従って、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するものとします。また、運営規程は本契約に付随するものとし、契約者もこれを遵守するものとします。
- 2 運営規程の変更にあたり、契約者がその変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

(相談及び援助)

- 第9条 施設は、常に契約者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、契約者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

- 第10条 施設の医師又は看護職員は、常に契約者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

(入院期間中の取扱い)

- 第11条 施設は、契約者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、契約者及びその家族の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居することができるよう配慮します。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合においても、契約者は重要事項説明書に定める利用料（居住費等）を支払うものとします。

(秘密保持義務)

- 第12条 事業者及び施設のサービス従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 施設は、契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、予め契約者の同意を得るものとします。

- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者又は施設は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者及び施設は秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、

(情報の保存)

第13条 施設は、契約者に対する施設サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後2年間保存します。

(契約者の義務)

- 第14条 契約者は、居室及び共用施設・設備をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。
- 3 契約者は、施設の建築物・設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設・設備の利用方法等を決定するものとします。

(身元引受人)

第15条 契約者は身元引受人を定めるものとします。但し、契約者に身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。身元引受人の責務は重要事項説明書に記載するとおりです。

(契約の終了)

第16条 契約者は、15営業日以上予告期間をおいて、退所届を施設に提出することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、契約者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 施設が正当な理由無くサービスを提供しないとき
 - (2) 施設が守秘義務に違反したとき
 - (3) 施設が社会通念に逸脱する行為を行ったとき
 - (4) 施設が閉鎖したとき
- 2 施設は、次の事由に該当する場合には、その理由を通知することにより、この契約を解約することができます。
- (1) 契約者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合
 - (2) 契約者が他の介護保険施設へ入所することが決まり、その施設において契約者を受け入れる体制が整い、退居が明確になったとき
 - (3) 契約者の病状、心身状態等が変化し、施設でのサービス提供では適さないと判断された場合
 - (4) 契約者の行動が、他の契約者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、又は契約者が自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい重大な事情が生じたとき
 - (5) 契約者による、第6条第1項から第3項に定める利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (6) 契約者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (7) 契約者又はその家族が、施設や施設の職員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為（職員や他の契約者に対する故意による暴言・暴力行為並びにセクシャルハラスメント等のハラスメント行為を含む）を行った場合
- 3 次の事由に該当する場合、この契約は終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。
- (1) 契約者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合及び要介護1又は要介護2に認定され、且つ特例入所の基準に該当しないと判断された場合（平成27年4月1日以後の契約者対象）
 - (2) 契約者が死亡した場合
 - (3) 地震等の天災その他施設の責に帰すべからざる事由によりサービスが実施できなくなったとき
 - (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - (5) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(退居時の援助)

第17条 施設は、契約が終了し契約者が退居する際は、契約者及びその家族の希望、契約者が退居後に置かれることとなる環境等を考慮し、契約者の円滑な退居のために必要な援助を行います。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(居室の明け渡し、残置物の取引等)

第18条 契約者は、第16条の規定により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第14条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行するとともに、速やかに居室を明け渡すものとします。

2 契約者又は身元引受人が定められた期限内（原則として本契約の終了後10日以内）に残置物を引き取る義務を履行しない場合、契約の終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る居住費を施設に支払うものとします。

(事故時の対応・損害賠償)

第19条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、医師、契約者の家族、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、または施設の責に帰すべき事由により契約者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合にはその損害を速やかに賠償する義務を負います。ただし、施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

3 前項の場合において、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることがあります。

4 施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。次の事由に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、施設もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもつぱら起因して発生した場合

(苦情処理)

第20条 契約者又はその家族は、施設が提供した指定介護福祉サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書に記載されている苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。施設は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

2 施設は、契約者又はその家族が苦情申立てをした場合に、これを理由として契約者に対し、一切の差別待遇をしません。

(裁判管轄)

第21条 契約者及び施設は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(その他)

第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、契約者及び事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、契約者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

契約者（受益者） 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人（諾約者） 住所 _____

氏名 _____ 印

事業者 所在地 静岡県磐田市西貝塚2 1 1 1 番地 1
名称 社会福祉法人 齐慎会
代表者 理事長 早野 雄二郎 印

特別養護老人ホーム西之島の郷 重要事項説明書（指定介護福祉施設サービス）

当施設が提供する指定介護福祉施設サービスの内容に関し、契約者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者（施設経営法人）の概要

| | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人の種別及び名称 | 社会福祉法人 斉 慎 会 |
| 代表者職、氏名 | 理事長 早野 雄二郎 |
| 所在地 | 静岡県磐田市西貝塚2 1 1 1 番地 1 |
| 連絡先 | 電話0 5 3 8 - 2 1 - 3 9 3 3 |
| 設立年月 | 平成1 4 年2 月2 8 日 |
| 法人理念 | <p>一 尊厳を守り、その人らしさを尊重します 他の誰とも違うあなたらしさを大切に介護させていただきます。</p> <p>二 充実した活力のある生活となるよう援助します 暮らしの中で生きる喜びや楽しみが感じられるように援助させていただきます。</p> <p>三 地域福祉の推進に努めます 社会福祉法人として地域に貢献し、地域福祉の向上に役割を果たします。</p> |

2 施設の概要

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------|
| 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 西之島の郷 |
| 所在地 | 静岡県磐田市西之島2 6 番地 1 |
| 連絡先 | 電 話0 5 3 8 - 3 9 - 4 1 6 5 F A X 0 5 3 8 - 3 9 - 4 1 6 0 |
| 介護保険事業所番号 | 2 2 7 6 9 0 0 2 2 8 |
| 開設年月 | 平成2 0 年3 月1 4 日 |
| 第三者評価事業の実施 | なし |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造り 4 階建て |
| 延べ床面積 | 4, 2 0 8. 7 7 m ² |
| 交通 | J R 磐田駅から車 8 分 |

3 施設職員の概要

施設は、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

| 職 種 | 従事する業務 | 人員：常勤換算 |
|---------|-----------------|------------------|
| 施設長 | 業務の一元的な管理 | 常勤 1 名 |
| 医師 | 健康管理及び療養上の指導 | 嘱託 |
| 介護支援専門員 | 施設サービス計画に関する業務 | 常勤 1 名以上 |
| 生活相談員 | 生活相談及び指導等 | 常勤 1 名以上 |
| 看護職員 | 健康管理、保健衛生指導等 | 常勤換算 3 名以上 |
| 介護職員 | 介護業務等 | 常勤換算 32 名以上 |
| 管理栄養士 | 献立作成、栄養計算、栄養指導等 | 常勤 1 名以上 |
| 機能訓練指導員 | 日常生活によるリハビリの指導等 | 常勤 1 名以上（看護職員兼務） |
| 事務員 | 庶務及び会計 | 常勤 1 名以上 |

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務時間数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

※介護職員を除く職員は、併設するショートステイを兼務するものとします。

【主な職員の勤務体制】

| 職 種 | 勤務体制 |
|-----|------------------------|
| 医師 | 毎週火曜日又は金曜日 13:30～14:30 |

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 介護支援専門員 | 08:30～17:30 |
| 生活相談員 | 08:30～17:30 |
| 看護職員 | 08:30～17:30 |
| 介護職員 | 早番 07:00～16:00 1ユニットに1名 遅番 12:00～21:00 1ユニットに1名 夜勤 20:45～翌7:15 2ユニットに1名 |
| 管理栄養士 | 08:30～17:30 |
| 事務員 | 08:30～17:30 |

※但し、業務の都合上変更する場合があります。土日祝日は上記の勤務体制とは異なります。

4 施設の設定概要

| 定員及び居室 | 階 | ユニット名 | 居室の種類 | 定員 |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------|-------|-------|-----|
| | 2階 | ときわ街 | 個室10室 | 10名 |
| | | つぼみ街 | 個室10室 | 10名 |
| | | ひかり街 | 個室10室 | 10名 |
| | | みのり街 | 個室10室 | 10名 |
| | 3階 | みどり街 | 個室10室 | 10名 |
| | | かおり街 | 個室10室 | 10名 |
| | | つばさ街 | 個室10室 | 10名 |
| | | きぼう街 | 個室10室 | 10名 |
| | 合計 | 8ユニット | 個室80室 | 80名 |
| 個室定員1名（最少16.19㎡ 最大17.69㎡ 平均16.70㎡） 洗面・トイレ、ベッドを備え付け | | | | |
| 浴室 | 一般浴室（各ユニット）、車椅子入浴装置（各階） | | | |
| 食堂及び機能訓練室 | 各ユニット（40.84㎡） | | | |
| その他の設備 | 面接室（12.07㎡）、医務室・静養室（12.80㎡） | | | |

※申し訳ありませんが、居室の指定及び希望による居室変更はできかねます。心身の状況変化による居室移動をお願いする場合があります。

5 運営の方針

- 施設は、契約者（以下「入居者」と言います）一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
- 施設は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。

6 サービスの内容

サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行うものとします。また、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切な支援を行います。

(1) 食事

管理栄養士の管理のもと、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するとともに、食事の自立について必要な支援を行います。また、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、自立支援のため離床してデイルームで食事を摂ることを支援します。

（食事の時間）

朝食 7:30～9:30 昼食 11:30～13:30 おやつ 15:00～15:30 夕食 17:30～19:30

(2) 入浴

身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により1週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。

(3) 排泄

心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。また、おむつを使用せざるを得ない場合は、排泄の自立を図りつつ、おむつを適切に交換します。

(4) 更衣・整容

特別な事情がある場合を除き、起床時及び就寝時に着替えの支援を毎日行ないます。また、口腔ケアについては標準的なサービスとして毎日実施させていただきます。

(5) 相談及び援助

入居者又はその家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行います。

(6) 社会生活上の便宜の供与等

入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動の支援を行います。また、外出の機会を確保するよう努めます。入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合には、その同意を得て代行します。

(7) 機能訓練

入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するため、日常生活の中での機能訓練を行います。

(8) 健康管理

医師または看護職員が入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための措置を採るとともに、定期的に健康診断を行います。また、インフルエンザ予防接種や希望により肺炎球菌ワクチンの接種を行います。外部の医療機関を受診する際は、出来る限りご家族の付添をお願いいたします。

(9) その他

その他、離床、着床等の日常生活上の行為を適切に支援します。

7 医療行為

(1) 介護職員の行なう医療的な行為

① 体温測定、血圧測定

② 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について専門的な判断や技術を必要としない処置（汚物で汚れたガーゼの交換を含む）

③ 医薬品の使用の介助

イ. 褥瘡の処置を除く、皮膚への軟膏の塗布 ロ. 皮膚への湿布の貼付 ハ. 点眼薬の点眼 ニ. 一包化された内服薬の内服（舌下錠の使用も含む） ホ. 肛門からの座薬挿入または鼻腔粘膜への薬剤噴霧

但し、下記の3条件を満たしていることを条件とし、看護職員の就業時間中は看護職員によって実施することを優先する。

1. 入居者の心身の状態、容態が安定していること

2. 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師または看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でないこと

3. 内服薬については誤嚥の可能性、座薬については出血の可能性など、当該医薬品の使用方法について専門的な配慮が必要でないこと

④ 爪切り

但し、爪そのものに異常が無く、爪の周囲の皮膚にも可能や炎症が無く、かつ糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でないこと

⑤ 歯ブラシや面棒等を用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除くこと

⑥ 耳垢塞栓の除去を除く、耳垢の除去

⑦ ストーマ装具のパウチに溜まった排泄物を捨てること（肌に密着したパウチの取替えを除く）

⑧ 疾患別（テープ）の貼付

⑨ 夜間帯等の看護職員不在の場合の緊急やむを得ない場合の吸引

但し、生命の危険に関わるような緊急やむを得ない場合に限りのみ実施し、継続及び恒常的に痰を吸引する必要性のある場合を除く

(2) 看護職員の行なう医療的な行為

① 医薬品の管理

② 医療に関する情報提供、保健指導・助言

③ 体温測定、血圧測定

④ 軽微な切り傷、擦り傷、やけどの等の処置、ケガ等の応急処置、褥瘡の処置

⑤ 吸引行為

⑥ 経管栄養（胃ろう交換を除く）

⑦ 医薬品の使用の介助

イ. 皮膚への軟膏の塗布 ロ. 皮膚への湿布の貼付 ハ. 点眼薬の点眼 ニ. 内服薬の内服 ホ. 肛門からの座薬挿入または鼻腔粘膜への薬剤噴霧 ヘ. インシュリンの注射投与

⑧ 摘便、浣腸

⑨ 尿カテーテル、ストーマの管理

8 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービスの利用料金

① 基本単位 (1日あたり)

| サービス項目/要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 基本単位 | 介護福祉施設サービス費 | 670 単位 | 740 単位 | 815 単位 | 886 単位 | 955 単位 |
| | 日常生活継続支援加算 | 46 単位 | 46 単位 | 46 単位 | 46 単位 | 46 単位 |
| | 看護体制加算(Ⅰ)ロ | 4 単位 | 4 単位 | 4 単位 | 4 単位 | 4 単位 |
| | 看護体制加算(Ⅱ)ロ | 8 単位 | 8 単位 | 8 単位 | 8 単位 | 8 単位 |
| | 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ | 18 単位 | 18 単位 | 18 単位 | 18 単位 | 18 単位 |
| | 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ | (21 単位) | (21 単位) | (21 単位) | (21 単位) | (21 単位) |
| 基本単位数計 A | | 746 単位 | 816 単位 | 891 単位 | 962 単位 | 1,031 単位 |
| サービス利用料金 (A×10.14=B) | | 7,564 円 | 8,274 円 | 9,034 円 | 9,754 円 | 10,454 円 |

入居者負担額 (1割負担対象者) ※1

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 介護保険給付金額 (B×0.9=C1) | 6,808 | 7,447 円 | 8,131 円 | 8,779 円 | 9,409 円 |
| 入居者の自己負担額 (B-C1) | 756 円 | 827 円 | 903 円 | 975 円 | 1,045 円 |

入居者負担額 (2割負担対象者) ※1

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 介護保険給付金額 (B×0.8=C2) | 6,052 円 | 6,620 円 | 7,228 円 | 7,804 円 | 8,364 円 |
| 入居者の自己負担額 (B-C2) | 1,512 円 | 1,654 円 | 1,806 円 | 1,950 円 | 2,090 円 |

入居者負担額 (3割負担対象者) ※1

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 介護保険給付金額 (B×0.7=C3) | 5,296 円 | 5,793 円 | 6,325 円 | 6,829 円 | 7,319 円 |
| 入居者の自己負担額 (B-C3) | 2,268 円 | 2,481 円 | 2,709 円 | 2,925 円 | 3,135 円 |

●日常生活継続支援加算・・・新規入居者のうち、要介護4・5又は重度の認知症の割合が一定以上であって、介護職員のうち介護福祉士の占める割合が基準を満たす場合に算定します。日常生活継続支援加算を算定しない場合、以下のサービス提供体制強化加算を算定することがあります。

| 名称 | 単位数 | 料金 | 入居者負担額/日 | | | 要件 |
|-----------------|---------|-------|----------|------|------|------------------------------------------------------------------------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 | |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 22 単位/日 | 223 円 | 23 円 | 45 円 | 67 円 | 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上である場合、又は介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の場合 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 18 単位/日 | 182 円 | 19 円 | 37 円 | 55 円 | 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上である場合 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6 単位/日 | 60 円 | 6 円 | 12 円 | 18 円 | 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が15%以上である場合、又は看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が75%以上である場合 |

●看護体制加算(Ⅰ)ロ・・・常勤の看護師を配置した場合に算定します。 ※2

●看護体制加算(Ⅱ)ロ・・・看護職員を常勤換算方法で4名以上配置した場合に算定します。 ※2

●夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ・・・夜勤帯の職員数が最低基準を1名以上上回っている場合に算定します。

●夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ・・・(Ⅱ)ロの要件に加え、夜勤時間帯に喀痰吸引等のできる介護職員を配置した場合に算定します。

※1「介護保険負担割合証」に記載された、1割、2割、3割のいずれかの負担割合となります。

※2 看護職員の配置状況により、加算の算定状況が変わる場合があります。

② 加算①（算定要件に該当する場合に加算）

| 名称 | 単位数 | 料金 (単位数× 10.14) | 入居者負担額 | | | 要件 |
|-------------------|-------------|-----------------------|--------|--------|--------|-------------------------------------------------------------------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 生活機能向上連携 加算(Ⅰ) | 100単位 /月 | 1,014円 /月 | 102円 | 203円 | 305円 | 外部の理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を作成し実施する場合3月に1回算定。 |
| 生活機能向上連携 加算(Ⅱ) | 200単位 /月 | 2,028円 /月 | 203円 | 406円 | 609円 | 外部の理学療法士等が訪問し共同して個別機能訓練計画を作成し実施する場合月1回算定。個別機能訓練加算算定時は100単位/月の上乗せ。 |
| 個別機能訓練加算 (Ⅰ) | 12単位 /日 | 121円 /日 | 13円 | 25円 | 37円 | 常勤・専従の機能訓練指導員を配置して個別機能訓練計画を作成し実施する場合。 |
| 個別機能訓練加算 (Ⅱ) | 20単位 /日 | 202円 /日 | 21円 | 41円 | 61円 | 個別機能訓練加算Ⅰを算定し、機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出して得られる情報を活用した場合に算定。 |
| 個別機能訓練加算 (Ⅲ) | 20単位 /日 | 202円 /日 | 21円 | 41円 | 61円 | 個別機能訓練の実施のために、口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を共有し機能訓練を行う場合に算定。 |
| ADL維持等加算 (Ⅰ) | 30単位 /月 | 304円 /月 | 31円 | 61円 | 92円 | 入居者の日常生活動作を表す指標であるADL利得の平均値が維持された場合 |
| ADL維持等加算 (Ⅱ) | 60単位 /月 | 608円 /月 | 61円 | 122円 | 183円 | 入居者の日常生活動作を表す指標であるADL利得の平均値が改善された場合 |
| 若年性認知症入所者 受入加算 | 120単位 /日 | 1,216円 /日 | 122円 | 244円 | 365円 | 第2号若年性認知症の入居者にサービスを提供する場合に算定。 |
| 外泊時費用 | 246単位 /日 | 2,494円 /日 | 250円 | 499円 | 749円 | 病院等へ入院又は居宅などへの外泊した場合に算定。(月6回限度) |
| 初期加算 | 30単位 /日 | 304円 /日 | 31円 | 61円 | 92円 | 入居日から30日間加算。入院後の再入居も同様。 |
| 退所時栄養情報連携 加算 | 70単位 /回 | 709円 /回 | 71円 | 142円 | 213円 | 退所先の医療機関等に対して栄養管理情報を提供する場合に算定(月に1回) |
| 再入所時栄養連携 加算 | 200単位 /回 | 2,028円 /回 | 203円 | 406円 | 609円 | 入居者が医療機関に入院し再入所後の栄養管理の連携、調整を行なった場合。 |
| 退所前訪問相談援助 加算 | 460単位 /回 | 4,664円 /回 | 467円 | 933円 | 1,400円 | 退居前に居宅を訪問し、退居後の生活等の相談援助を行った場合に算定。 |
| 退所後訪問相談援助 加算 | 460単位 /回 | 4,664円 /回 | 467円 | 933円 | 1,400円 | 退居後に居宅を訪問し、退居後の生活等の相談援助を行った場合に算定。 |
| 退所時相談援助加算 | 400単位 /回 | 4,056円 /回 | 406円 | 812円 | 1,217円 | 退居にあたり相談援助を行い、居宅サービス等に必要の情報提供を行った場合に算定。 |
| 退所前連携加算 | 500単位 /回 | 5,070円 /回 | 507円 | 1,014円 | 1,522円 | 退居後に利用する居宅介護支援事業者等に情報提供し、連携して居宅サービスの利用調整を行った場合に算定。 |
| 退所時情報提供加算 | 250単位 /回 | 2,535円 /回 | 254円 | 507円 | 761円 | 医療機関へ退所の際、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定。 |
| 協力医療機関連携 加算(Ⅰ) | 100単位 /月 | 1,014円 /月 | 102円 | 203円 | 305円 | 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院の体制を確保している協力医療機関と連携している場合に算定。 |
| 協力医療機関連携 加算(Ⅱ) | 5単位 /月 | 50円 /月 | 5円 | 10円 | 15円 | 上記以外の協力医療機関と連携している場合に算定。 |
| 栄養マネジメント 強化加算 | 11単位 /日 | 111円 /日 | 12円 | 23円 | 34円 | 管理栄養士等を複数配置し入居者ごとの栄養状態の管理や食事の調整等を行う場合に算定。 |
| 経口移行加算 | 28単位 /日 | 283円 /日 | 29円 | 57円 | 85円 | 経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合に算定。 |
| 経口維持加算(Ⅰ) | 400単位 /月 | 4,056円 /月 | 406円 | 812円 | 1,217円 | 著しい摂食障害に対する経口摂取維持の適切な対応をした場合に算定。 |
| 経口維持加算(Ⅱ) | 100単位 /月 | 1,014円 /月 | 102円 | 203円 | 203円 | 経口維持加算Ⅰを算定し、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合に算定。 |

| | | | | | | | |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|--------|--------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 口腔衛生管理加算 (Ⅰ) | 90単位/ 月 | 912円 /月 | 92円 | 183円 | 274円 | 口腔衛生の管理体制を整備し、入所者に対し口腔衛生等の管理を行う場合。 | |
| 口腔衛生管理加算 (Ⅱ) | 110単位 /月 | 1,115円 /月 | 112円 | 223円 | 335円 | 口腔衛生等の管理計画を厚生労働省に提出し、その情報を活用している場合。 | |
| 療養食加算 | 6単位 /回 | 60円 /回 | 6円 | 12円 | 18円 | 医師の食事せんに基づき療養食を提供した場合に、1日3回まで算定可。 | |
| 特別通院送迎加算 | 594単位 /月 | 6,023円 /月 | 603円 | 1,205円 | 1,807円 | 透析を要する入所者に対して、月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。 | |
| 配置医師緊急時対応 加算(下記以外) | 325単位 /回 | 3,295円 /回 | 330円 | 659円 | 989円 | 配置医師の通常の勤務時間外(下記以外)に入所者の診療を行った場合算定。 | |
| 配置医師緊急時対応 加算(早朝・夜間) | 650単位 /回 | 6,591円 /回 | 660円 | 1,319円 | 1,978円 | 医療提供体制に関する所定の要件を満たし、早朝又は夜間および深夜に入所者の診療を行った場合に算定。 | |
| 配置医師緊急時対応 加算(深夜) | 1,300 単位/回 | 13,182円 /回 | 1,319円 | 2,637円 | 3,955円 | | |
| 看取り介護 加算(Ⅰ) | 死亡日 | 1,280 単位/日 | 12,979円 /日 | 1,298円 | 2,596円 | 医師が終末期にあると判断し、入居者又は家族と施設の合意により看取り介護を行った場合に算定。(「終末期について(看取り介護の指針)」をご参照下さい。) | |
| | 前日・ 前々日 | 680単位 /日 | 6,895円 /日 | 690円 | 1,379円 | | 2,069円 |
| | 4日～ 30日前 | 144単位 /日 | 1,460円 /日 | 146円 | 292円 | | 438円 |
| | 31日～ 45日前 | 72単位 /日 | 730円 /日 | 73円 | 146円 | | 219円 |
| 看取り介護 加算(Ⅱ) | 死亡日 | 1,580 単位/日 | 16,021円 /日 | 1,603円 | 3,205円 | 複数名の配置医師を置き、24時間対応の体制を取るなど、厚生労働大臣が定める施設基準に該当し、看取り介護を行った場合に算定。 | |
| | 前日・ 前々日 | 780単位 /日 | 7,909円 /日 | 791円 | 1,582円 | | 2,373円 |
| | 4日～ 30日前 | 144単位 /日 | 1,460円 /日 | 146円 | 292円 | | 438円 |
| | 31日～ 45日前 | 72単位 /日 | 730円 /日 | 73円 | 146円 | | 219円 |
| 在宅復帰支援機能 加算 | 10単位 /日 | 101円 /日 | 11円 | 21円 | 31円 | 在宅復帰の連絡調整を行った場合に算定。 | |
| 認知症専門ケア 加算(Ⅰ) | 3単位 /日 | 30円 /日 | 3円 | 6円 | 9円 | 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が50%以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を所定数配置する等した場合に算定。 | |
| 認知症専門ケア 加算(Ⅱ) | 4単位 /日 | 40円 /日 | 4円 | 8円 | 12円 | | |
| 認知症チームケア 推進加算(Ⅰ) | 150単位 /月 | 1,521円 /月 | 153円 | 305円 | 457円 | 認知症の行動・心理症状の評価を行い、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合等。 | |
| 認知症チームケア 推進加算(Ⅱ) | 120単位 /月 | 1,216円 /月 | 122円 | 244円 | 365円 | 認知症介護の専門的な研修を修了している職員を配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組む場合等。 | |
| 認知症行動・心理症状 緊急対応加算 | 200単位 /日 | 2,028円 /日 | 203円 | 406円 | 609円 | 認知症により、在宅での対応が困難となった場合に入所後7日間算定。 | |
| 褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ) | 3単位 /月 | 30円 /月 | 3円 | 6円 | 9円 | 褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施し、計画的に管理を行う場合 | |
| 褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ) | 13単位 /月 | 131円 /月 | 14円 | 27円 | 40円 | 計画的な管理の結果、褥瘡発生のリスクがある入居者に褥瘡が発生しない場合 | |
| 排せつ支援加算(Ⅰ) | 10単位 /月 | 101円 /月 | 11円 | 21円 | 31円 | 排泄の介護の評価を行い分析して支援計画を作成、継続的に支援する場合 | |
| 排せつ支援加算(Ⅱ) | 15単位 /月 | 152円 /月 | 16円 | 31円 | 46円 | 排泄の継続的な支援を行った結果排泄の状態が改善した場合 | |
| 排せつ支援加算(Ⅲ) | 20単位 /月 | 202円 /月 | 21円 | 41円 | 61円 | 排泄支援加算ⅠとⅡのいずれにも適合する場合 | |
| 自立支援促進加算 | 280単位 /月 | 2,839円 /月 | 284円 | 568円 | 852円 | 入所者の自立支援の医学的評価を行い、支援計画を作成しケアを実施する場合 | |
| 科学的介護推進体制 加算(Ⅰ) | 40単位 /月 | 405円 /月 | 41円 | 81円 | 122円 | 入所者の心身の状況等を厚生労働省に提出して得られる情報を活用する場合 | |
| 科学的介護推進体制 加算(Ⅱ) | 50単位 /月 | 507円 /月 | 51円 | 102円 | 153円 | 入所者の心身の状況及び疾病の状況等を厚生労働省に提出して得られる情報を活用する場合 | |

| | | | | | | |
|-------------------|-----------|------------|-------|-------|-------|-------------------------------------------------------|
| 安全対策体制加算 | 20 単位 /日 | 202 円 /日 | 21 円 | 41 円 | 61 円 | 安全対策担当者を配置するなど安全対策を実施する体制を整備した場合、入所初日に限り算定 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) | 10 単位 /月 | 101 円 /月 | 11 円 | 21 円 | 31 円 | 感染症法に規定する第二種協定指定医療機関と、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合。 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) | 5 単位 /月 | 50 円 /月 | 5 円 | 10 円 | 15 円 | 感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定。 |
| 新興感染症等施設療養費 | 240 単位 /日 | 2,433 円 /日 | 244 円 | 487 円 | 720 円 | 特定の感染症に感染し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に算定(月に1回、5日を限度) |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | 100 単位 /月 | 1,014 円 /月 | 102 円 | 203 円 | 305 円 | (Ⅱ)の要件を満たし、生産性向上の成果が確認され、業務改善による効果を示すデータの提供を行う場合に算定。 |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10 単位 /月 | 101 円 | 11 円 | 21 円 | 31 円 | 生産性向上委員会の開催や必要な安全対策を講じ、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。 |

③ 加算② (令和6年5月30日まで)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等ベースアップ等支援加算

| |
|-------------------------------------------------|
| ●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)＝所定単位数(①+②)×加算率8.3%×地域加算10.14円 |
| ●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)＝所定単位数(①+②)×加算率2.7%×地域加算10.14円 |
| ●介護職員等ベースアップ等加算＝所定単位数(①+②)×加算率1.6%×地域加算10.14円 |
| 入居者負担額は、上記の算出額の1割、2割、3割のいずれかになります。※1 |

加算② (令和6年6月1日から)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

| |
|-----------------------------------------------|
| ●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)＝所定単位数(①+②)×加算率14.0%×地域加算10.14円 |
| 入居者負担額は、上記の算出額の1割、2割、3割のいずれかになります。※1 |

(2) 介護保険給付対象外サービスの料金(下記負担段階の金額が入居者のご負担となります)

① 食費及び居住費(1日につき)

| 利用者負担段階と 費目 | 通常 (第4段階) | 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方 | | | |
|----------------------|--------------|--------------------|------|--------|--------|
| | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② |
| 食費 | 1,780円 | 300円 | 390円 | 650円 | 1,360円 |
| 居住費 (令和6年7月31日まで) | 2,006円 | 820円 | 820円 | 1,310円 | 1,310円 |
| 居住費 (令和6年8月1日から) | 2,066円 | 880円 | 880円 | 1,370円 | 1,370円 |

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等に要する費用は実費負担となります。

※外泊、入院、契約終了後の居室明け渡しまでの期間等についても、居住費をご負担いただきます。

なお、7日目(契約終了の場合はその翌日)以降は介護保険負担限度額認定証をお持ちでも利用者負担段階に関係なく通常の居住費を御支払いいただきます。

② その他のサービス費用

イ 日用品費(1日につき)

入居者の希望によりタオル類・シャンプー等の身の回り品を提供するサービスです。セットでご依頼いただくと割引になります。ご希望の欄に○印をお付け下さい。

| 品名 | 料金 | 希望 | 品名 | 料金 | 希望 |
|-----------|-----|----|-----------|-----|----|
| バスタオル | 30円 | | 歯ブラシ&歯磨き粉 | 10円 | |
| フェイスタオル | 20円 | | 義歯洗浄剤 | 10円 | |
| シャンプー・リンス | 10円 | | ハンドクリーム | 10円 | |
| ボディソープ | 10円 | | ボディーローション | 10円 | |
| ハンドソープ | 10円 | | | | |
| 品名 | 料金 | 希望 | | | |
| 日用品セット | 80円 | | | | |

※上記の単品9項目を全て提供します。

ロ その他

| 種 類 | 内 容 | サービス料金 |
|----------|------------------------------------------|------------------------|
| 日常生活用品 | 入居者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当である物に係る費用 | 購入代金の実費 |
| 理美容代 | 毎月2回、理髪店の出張による理美容サービスです | カット：2,000円 顔剃り：500円 |
| 特別な食事 | 入居者のご希望に応じて特別な食事を提供する場合(酒、嗜好品、栄養補助食品を含む) | 費用の実費 |
| レクリエーション | 任意参加のレクリエーション・クラブ活動・行事等 | 費用の実費 |
| 健康管理費 | インフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン等 | 費用の実費 |
| クリーニング | 専門業者に依頼する場合 | 費用の実費 |

※医薬費、衣服や嗜好品等の日用品費に含まれない身の回り品の購入等は実費負担となります。

※入院・外泊期間中の洗濯や日用品・おむつ等の必要物品の手配・補充は入居者または家族・身元引受人に行っていただきます。

(3) 料金の支払い方法

料金の支払い方法は、原則として口座自動引落とし(翌月26日)とします。但し、特別な事情があり、口座引落としが出来ない場合は、施設事務所窓口で直接お支払い(平日の8:30~17:30まで)になるか、下記指定口座へお振込み下さい。誠に恐縮ですが振込み手数料はご負担ください。

金融機関名: 浜松磐田信用金庫 磐田本店営業部 110 種別: 普通預金
口座番号: 0093753 口座名義: 社会福祉法人 斉慎会 理事長 早野雄二郎

9 入居について

原則として、入所契約前に健康診断を受け、すみやかに診断書を提出してください。なお、その結果、入院加療を要する病状や感染症を有し他の入居者に重大な影響を与える恐れのある場合などは、その治療が終るまで入居を見合わせる場合があります。また、入居者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合は、契約が解除となる場合があります。

10 サービス提供における事業者の責務

施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを遵守します。

- (1) 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 入居者の体調、健康状態からみて必要と判断される場合には、医師又は看護職員と連携し、入居者から状況を聴取、確認の上サービスを提供します。
- (3) 入居者が希望する場合は、入居者の要介護認定有効期間の満了30日前までに、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。
- (4) 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管します。入居者又は身元引受人は、当該記録の閲覧をすることが可能です。
- (5) 入居者に対する身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き行いません。
- (6) サービスを提供するにあたって知り得た入居者及び家族等に関する個人情報、正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、入居者に緊急な医療上の必要性のある場合その他法令の定める場合を除きます。

11 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 面会

出来るだけ面会にお越し下さい。面会時間は、午前8時30分から午後5時30分までです。ただし、職員によるお取次ぎがご不要の場合は午後7時まで面会が可能です。なお、午後5時30分以降は、玄関及び事務所、1階廊下は消灯する場合があります。事務所への来所及びお電話による相談並びに書類提出等は午前8時30分から午後5時30分までお願いいたします。なお特別な事情がある場合や緊急の場合は24時間対応致しますので、職員にご相談ください。

- ① 面会の際は、来訪者全員のお名前を面会簿にご記入ください。面会簿は公開しております。非公開を希望される場合は、面会カードにご記入ください。
- ② 施設内の感染予防のため、ご面会の際は消毒液による手指消毒をお願いします。なお、体調の悪い時やご家庭に感染症発症の方がいらっしゃる時は、ご自身に症状がなくても面会をお控え下さ

- い。
- ③ 面会の際、飲食物を持ち込まれる場合は、お手数ですが介護職員にお知らせ下さい。但し、食中毒防止のため生もの持ち込みはご遠慮頂く場合もございます。
 - ④ 面会の禁止等は原則として対応できかねますが、特別に配慮する必要がある場合はご相談ください。
- (2) 外出・外泊
外出・外泊の際は事前に「外出・外泊届」により届け出てください。
- (3) 喫煙
施設内は全館禁煙となります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- (4) 施設・設備ご利用上の注意
- ① 施設や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
 - ② 出来るだけご自宅に近い生活環境で暮らせるよう、馴染みの家具や使い慣れた身の回り品、お気に入りの品、思い出の品（アルバムや賞状等）などをお持ち込み下さい。但し、大型家具やテレビを持ち込む際は転倒防止措置をお願いします。（転倒防止措置は耐震ゲル、突っ張り式固定具などを使用し、壁への穴あけ等をご遠慮願います。）
 - ③ むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。なお、入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、職員がご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
 - ④ ペットの持ち込み及び飼育はお断りしております。ご面会者様がペットをお連れする場合は、リビングルーム以外の場所は同伴可能となっておりますので職員にご相談ください。
 - ⑤ ろうそく、線香など火気の使用はできません。
 - ⑥ 貴重品の持ち込みによるトラブルは責任を負いかねる場合があります。万が一、紛失、破損等の財物事故があった場合は、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲での対物補償となります。
- (5) 今後の生活におけるリスクについて
施設は、入居者が快適な生活を送ることができるよう安全な環境作りに努めて参りますが、入居者の心身の状況や病気、加齢に伴う変化等により、以下のような危険性を伴うことを十分にご理解下さい。
- ① 施設は原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落等による事故の可能性があります。
 - ② 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
 - ③ 高齢者の骨はもろく、通常のコアでも容易に骨折することがあります。
 - ④ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離ができやすい状態にあります。
 - ⑤ 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
 - ⑥ 高齢者の血管は脆く、軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態にあります。
 - ⑦ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険が高い状態にあります。
 - ⑧ 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
 - ⑨ 高齢者であることにより、心臓や脳の疾患により、急変・急死される場合があります。
- (6) その他
- ① 特別な場合を除き、外部からのお電話を入居者本人へ直接お取次ぎは出来かねます。連絡・伝言を承ります。
 - ② 通常の洗濯方法で洗濯できない衣料品類の持ち込みはお控えいただくか、クリーニングをご指定ください。（洗濯に出された衣料品類の破損等をご容赦下さい。衣類には必ず記名をお願いします。）
 - ③ 施設内での入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
 - ④ 騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
 - ⑤ 入居者の心身の状況に応じて、居室の変更をお願いする場合があります。
 - ⑥ 施設内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮下さい。
 - ⑦ 当施設の医師の指示によらず他の医療機関を受診される場合、送迎及び付き添いはできかねます。
 - ⑧ 施設職員に対する贈り物や飲食のおもてなしはお断りさせていただいております。
 - ⑨ 入居者の健康管理上、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の施設内感染防止のため、面会や外出・外泊を制限させていただくこと場合があります。

1.2 在宅復帰の検討

施設は、運営基準（厚生省令）に基づき、入居者の居宅における生活への復帰が可能かどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により定期的に検討します。その検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入居者については、入居者及びその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案して、円滑な退居のために必要な援助を行います。

1.3 身元引受人

身元引受人に行っていただく内容は以下のとおりです。

- (1) 入居者の契約に係る一切の債務について、入居者と連携して履行すること。
- (2) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院の手続き、入院中のお世話、支払い等。
- (3) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受入先の確保。
- (4) 入居者が死亡した場合、ご遺体の引き取り等必要な措置。
- (5) 契約終了の場合、施設に残された入居者の所持品（残置物）の引き取り。

※身元引受人の方の住所・連絡先等に変更があった場合は必ずお知らせください。なお、身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

1.4 非常災害対策

| | |
|-----------|-----------------------------------------|
| 非常時の対応 | 別に定める防災計画による |
| 近隣との協力関係 | 西之島自治会と協力する |
| 平常時の防災訓練等 | ・月1回の防災訓練、年1回（11月）の総合防災訓練 ・防災機器の使用訓練 |
| 防災設備 | スプリンクラー・補助散水栓・消火器・火災通報装置 |

1.5 苦情処理

入居者は、当施設の施設サービスの提供に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。入居者は、当施設に苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口（担当者）：生活相談員 伊藤 裕樹

受 付：電話 0538-39-4165 受付時間（8：30～17：30）、又はご意見箱（1階玄関）

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

- ・ 静岡県国民健康保険団体連合会 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0
- ・ 磐田市健康福祉部高齢者支援課 0 5 3 8 - 3 7 - 4 8 6 9
- ・ 袋井市保険課介護保険係 0 5 3 8 - 4 4 - 3 1 5 2
- ・ 静岡県福祉サービス運営適正化委員会 0 5 4 - 6 5 3 - 0 8 4 0

また、当事者間で処理しがたい苦情や利用者が直接苦情を申し立てがたい場合には、第三者委員会が苦情を処理することとします。

| | | |
|--------|-------|-----------------------------------|
| 第三者委員会 | 名波 公彦 | 0 5 3 8 - 6 6 - 6 7 8 9（名波税理士事務所） |
| | 寺田 俊之 | 0 5 3 8 - 3 1 - 0 8 7 2 |

1.6 緊急時の対応方法

指定介護福祉施設サービスの提供中、入居者に容体の変化等があった場合は、速やかに対応し、ご家族に連絡致します。緊急時の状況により、ご家族に連絡がとれない場合には、当施設の判断にて対応させて頂くこともあります。尚、必要に応じ主治医等にも連絡させて頂く場合もありますのでご了承下さい。緊急時は、身元引受人へ第一に連絡を致しますので、連絡先を明確にしておいて下さい。なお、病院への入院・通院につきましては、ご家族の付き添い等が必要となります。

1.7 協力医療機関

当施設の協力医療機関は以下のとおりです。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

| | | |
|--------|-----|-------------|
| 協力医療機関 | 名 称 | 磐田市立総合病院 |
| | 住 所 | 磐田市大久保512-3 |

1.8 居室内トイレ

居室内のトイレ入口は、入居者の希望により下記の仕様とします。

| 仕様 | 希望 |
|--------|----|
| 1 扉 | |
| 2 カーテン | |

終末期について（看取り介護に関する指針）

（1）西之島の郷における看取り介護の考え方

人はいつか人生を終えなければならず、医学が進歩した現代社会においても不治、末期の状態は確実に存在します。医療機関では、延命・救命を目的として最後の最後まで医療的な努力が尽くされますが、延命措置がかえって苦痛を強制し、尊厳ある生を冒しているという考え方もあります。人生観・死生観は人それぞれですが、医療行為を最優先し、医療機関で療養・病気の結末として死を迎えるのではなく、出来る限り、住み慣れた自室、環境でなじみの人と関わりながら、従来の生活の結末として終末を迎えたいと願う人もいます。

西之島の郷では、医師が終末期にあると判断した入居者が医療的な対応を望まず、西之島の郷でのこれまでの生活を継続することを希望し、かつ施設としてその生活の継続が可能・適切であると判断した場合に、苦痛を与えない援助を心掛け、精神的なケア及びご家族との連携によってその人らしい有終の美を迎えることができるよう援助させていただくことを看取りの介護であると考えています。

なお、当施設では、看護職員は日勤帯のみの勤務となりますので、入院加療や医療ケアを希望される方、また治療や医療ケアの必要性の高い方は、医療機関への転院に向けた支援をさせていただきます。

（2）看取り介護を行う基準

- イ ご本人又はご家族の生前意思（リビングウィル）が確認されていること。
- ロ 医師による診断（医学的に回復の見込みがないこと）がなされていること。
- ハ ご本人又はご家族の総意により西之島の郷における看取り介護を希望し、施設が同意すること。
- ニ 看取り介護にご家族の協力が得られること。

（3）看取り介護の方針

- イ 尊厳を守り、その人らしさを尊重した従来のケアを継続します。
- ロ スキンシップやコミュニケーションにより、不安の緩和に努めます。
- ハ 清潔で安らかな環境整備を心掛けます。

（4）看取り介護の体制

イ 医療・看護体制

看護職員は体調の変化や容態の変化に注意を払い、身体症状等に変化があれば嘱託医の指示を仰ぎ対応します。常勤医師は配置していません。看護職員は1フロアに1名から2名が勤務しますが、夜間はオンコール体制となります。

ロ 担当者

看取り介護計画に基づき、看護職員、管理栄養士、生活相談員等の連携の下、介護職員が介護に当たります。

○看取り介護実施における職種ごとの役割

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設長 | ①看取り介護の総括管理 ②看取り介護に生じる諸課題の総括責任 |
| 医師 | ①看取り介護期の診断 ②ご家族への説明（インフォームドコンセント） ③状態変化時の対応の指示 ④死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載 |
| 生活相談員 | ①ご家族への連絡、説明、相談、調整 ②多職種協働のチームケアの連携 |
| 介護支援専門員 | ③カンファレンスの参加 ④退所手続きの支援、慰留金品の返却 |
| 看護職員 | ①医師との連携 ②状態の変化に応じた処置又は介護職員等への指示 ③疼痛の緩和 ④随時のご家族への説明、不安への対応 ⑤カンファレンスの参加 ⑥死後の処置 |
| 管理栄養士 | ①利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供 ②食事、水分摂取量の把握 ③カンファレンスの参加 |
| 介護職員 | ①食事、入浴、排泄の介護、整容、清潔の保持 ②身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫 ③不安、孤独感の解消のためのコミュニケーション、タッチング、マッサージ ④心身状態の観察、食事・水分量の把握、浮腫、尿量、排便量等のチェック・記録 ⑤随時のご家族への説明、不安への対応 ⑥カンファレンスの参加 ⑦死後の処置 |

○実施可能な医療行為

- ・看取り前期からその方に継続して施行している医療行為（経管栄養又は胃ろうによる栄養管理、酸素

吸入、尿道留置カテーテル、ストーマの処置、インスリン注射投与など)、点滴(医師の指示があった場合に最小限度)、吸引(看護職員在籍の日中のみ)、褥瘡処置、摘便、坐薬浣腸、服薬管理、湿布・軟膏の塗布、点眼、耳掃除、爪切りなど

○実施不可能・実施しない医療行為

・継続的な点滴・酸素吸入、夜間の吸引(看護職員不在時)、麻薬の管理、セデーション、その他

(5) 看取り介護の開始時期

健康障害が重症化または慢性化し、回復の見込がないと医師が判断したとき、または、食事摂取量の著しい低下、バイタルサインの変化などにより全身状態の低下が極度に観られたとき。

(6) 看取り介護開始の手順

医師または看護職員が、医学的知見から対象者の病状等について説明を行います。その際、ご本人にとって医療機関での対応が必要又は望ましい場合、およびご本人または家族が医療機関への転院を希望される場合は、適切な受け入れ先をご紹介します、転院に向けた支援を行います。西之島の郷の看取り介護に関する考え方、援助方針、職員体制等についてご理解の上、ご家族様の総意で西之島の郷での看取り介護を希望される場合であって、ご家族との連携において看取り介護を実施することが可能と判断したときは、ご本人またはご家族の同意を得て、看取り介護計画を作成し終末期のお世話をさせていただきます。

(7) 看取り介護の実施内容

イ 栄養と水分

- ・食思不振、嚥下困難に対しては、無理やりの食事介助をせず、少しずつ介助します。
- ・ゼリー等口当たりの良いものを提供します。

ロ 清潔

- ・身体状況に応じ可能な限り入浴又は清拭を行います。
- ・ご本人に負担がかからないように配慮しながら清潔な介助に努めます。

ハ 苦痛の緩和

- ・身体状況により安楽な体位の工夫と苦痛の無い援助を心掛けます。
- ・手を握る等スキンシップによるコミュニケーションを行い不安の解消に努めます。

ニ 環境の整備

- ・室温調整や換気などの環境整備に配慮します。
- ・ご家族とゆったり過ごしていただけるよう配慮します。

ホ 定期的なカンファレンスの実施

- ・状態が変わったとき等を含め、週1回以上のカンファレンスを実施します。
- ・カンファレンス内容についてご家族等に状況報告し、書面にて同意を得ます。

ヘ 臨終時の援助

- ・家族の希望、相談に配慮します。
- ・死後処置(エンゼルケア)、お別れの訪室を行います。

ト 看取り後のカンファレンスの実施

- ・看取り後1か月以内にケア内容について振り返りのカンファレンスを行います。
- ・職員に対し、メンタルサポートを目的とした精神的支援の場を設けます。

(8) 看取り介護に関する職員教育

西之島の郷における看取り介護の意義や目的を明確にし、職員個々の死生観を養うため、定期的に看取り介護に関する職員の研修を実施します。

(9) 緊急時、夜間対応

イ ご本人の苦痛や痛みが激しい場合は、協力病院へ搬送することがあります。

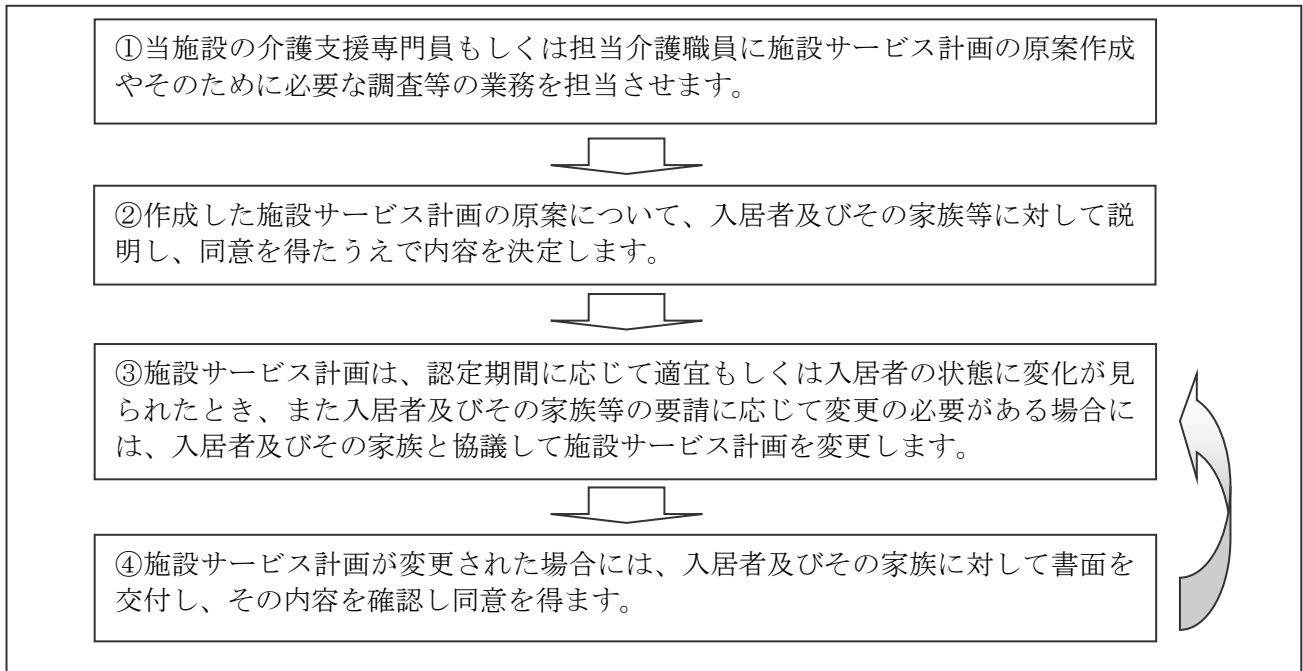
ロ 夜間は、緊急連絡による看護職員との連絡体制のもと、夜勤の介護職員に対して必要な指示または看護職員が西之島の郷に駆けつける等の対応を取ります。

ハ 死亡診断は、原則として嘱託医が行いますが、嘱託医の状況により、不可能な場合もあります。その場合は、他医師へ死亡診断を委託する場合があります。

1 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



2 サービス提供における事業者の義務

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要と判断される場合には、医師又は看護職員と連携し、入居者から状況を聴取、確認の上サービスを提供します。
- ③ 入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保存するとともに、入居者の請求に応じて閲覧することができ複写物を交付します。
- ⑤ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。
また、入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、入居者の同意を得ます。

(施設)

指定介護福祉施設サービスの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 静岡県磐田市西之島26番地1
名称 特別養護老人ホーム西之島の郷

説明者 _____ 印

(契約者)

この説明書により、指定介護福祉施設サービスに関する重要事項の説明を受け、同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

入居者との続柄 (_____)